

クロスカル教育機構学術情報センターネットワーク利用規程  
和歌山大学クロスカル教育機構学術情報センターネットワーク利用規程

制 定 平成23年6月24日  
法人和歌山大学規程第1203号  
最終改正 平成29年3月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学情報化推進規程に基づき、和歌山大学（以下「本学」という。）クロスカル教育機構学術情報センター（以下「センター」という。）が管轄する学内情報ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「ネットワークの利用」とは、次の各号に定める行為をいう。

- (1) センターが管轄するネットワークを利用する行為
- (2) センターが管轄するネットワークを経由して外部と通信する行為

(IP アドレス)

第3条 ネットワークの利用者（以下「利用者」という。）は、ネットワークに接続するコンピュータ及びルータ等（以下「端末」という。）について、センターから取得した正式な IP アドレスを用いなければならない。ただし、ルータ等によりプライベートアドレスを用いる場合は、この限りでない。

2 利用者は、IP アドレスを第三者に譲渡又は貸与できない。

(禁止事項)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とした行為（ただし、共同研究等での利用目的の場合を除く。）
- (2) 政治的活動、宗教的活動を目的とした行為
- (3) わいせつ、犯罪教唆など法令に違反する行為
- (4) 著作権、特許権、意匠権など他者の知的財産権を侵害する行為
- (5) 公序良俗、本学の関係諸規則に違反する行為
- (6) 他者のプライバシーを侵害又は他者を誹謗中傷する行為
- (7) 本学又は本学以外の計算機システムの妨害、破壊を目的とした行為
- (8) ファイル共有ソフトウェアの利用（ただし、教職員の監督による研究目的の場合を除く。）
- (9) ウイルス対策ソフトウェア（動作可能なウイルス対策ソフトウェアが存在しない場合を除く。次号において同じ。）により不正プログラムとして検知されるファイルを実行する行為
- (10) 安全性が確認できないデータファイルをソフトウェア等で読み込む行為
- (11) その他センター長が不相当と認める行為

(セキュリティの保全)

第5条 利用者は、端末の基本ソフトウェア及び利用するアプリケーションソフトウェアのアップデートを行い、最新の状態を維持するものとする。また、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、不正プログラム定義ファイル等についても同様の措置を行うものとする。

(情報倫理等の教育)

## クロスカル教育機構学術情報センターネットワーク利用規

第6条 利用者は、センターから指示があった場合、センターが提供する情報セキュリティに関する講習および情報倫理コンテンツを受講するものとする。

(罰則等)

第7条 センター長は、この規程に違反した利用者に対し、ネットワークの利用停止、IPアドレスの没収等の必要な措置を取ることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、ネットワークの利用に関し必要な事項は、センター長が定める。

### 附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1899号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。